

## ま

ちづくりとは、福祉である。

各自治体が策定する福祉のまちづくり条例では、ユニバーサルデザインの観点のもと、すべての人にとって安全・安心で、快適なまちづくりが謳われている。建築基準法や施設設置基準などで個々の建築物にだけだけの配慮をしても、その建物をつなぐ、あるいはそれらの建物の集合体としての「まち」に適切な配慮がなければ、人々の生活の質は保障され得ない。

筆者は、医療・福祉・教育・居住の用途に供される建築物とその環境による、利用者の支援を研究している。この分野でも個々の建物単体の計画に加えて、建物へのアクセシビリティや周囲の環境条件との融和による相互の価値向上などの視点はより重要性を増している。

例えば、ノーマライゼーションの観点から要介護高齢者や障碍のある人々の生活の場を地域に担保する、地域包括ケアは耳目を集めている。このなかで、認知症であってもわかりやすく安全な都市空間の工夫や見守り合うコミュニティの醸成に向けた取り組みなどが提言され、先駆的事例が蓄積されている。また、筆者らは地域の公園・寺社境内地等を保育の場とする家庭福祉員等の小規模保育拠点の保育者に外出保育時に「良い・悪い」と感じる要素を指摘していただき、それを分析する都市環境評価の研究をした。当初、公園などの記述が大半を占めると想定していたが、実際には七〇八割は公園等の行き帰り

## 各 人 各 説

# 生活の場としての都市空間

東京電機大学未来科学部建築学科 准教授

山田あすか

Asuka Yamada



に使う道での歩道や路側帯／車道の境界の整備、ベビーカーの使いやすさ、自転車との共存、また道からの風景、道の途中の滞留できる空間などが言及されていた。コメントでは、公園のような単発の「点」よりも、まちを面的に、あるいは歩行者視点でのネットワークによって整えることが求められていた。また、寺社や道祖神などの伝統的・土着宗教的要素や、まちの人々が設える自宅の装飾、植栽なども大切な保育の素材となっていることもわかった。まさに、まちとその歴史、そして人の営みがこどもたちを守り、育てるのだと、保育者らのコメントからは読み取れる。

こうした保育の場に相応しい都市環境は、当然のことながら親がわが子を育てる環境としても相応しい。また、高齢者や障碍のある方、いざ心身の変化と向き合いうる人々、やがて子を持つ人々にとっても、面的に安全・安心に移動でき、五感をくすぐる要素がもりばめられ、地域ならではの要素が息づくまちはまさに「公共の福祉」の体現である。まちがそこに暮らす生活者の目で見られていくとき、建築と都市の間の境界は融けてまち全体が有機的な機能としていのちをもつ。生きたまちは人を歩かせ、人はまちに活力を歩き渡らせる。福祉としてのまちづくりは、いわゆる「弱者」救済などにとどまらず、地域とそこで暮らす人々の暮らしを生き生きと彩るための大きな原動力となる。